



8月15日 木曜日 先負

発行所(〒371-8666) 前橋市吉市町1-50-21 上毛新聞社 (総合)027-254-9911 (編集)027-254-9933 (広告)027-254-9944 (販売)027-254-3131 (事業)027-254-9955 ©上毛新聞社 2019年

地元経済の活性化に向け、みなかみ町は11月、町内の飲食店や旅館での支払いに利用可能な独自の地域ポイント制度の運用を始める。加盟店での買い物やふるさと納税などを通じてためたポイントを観光客や地元

住民が各種支払いに使える仕組みで、お得に観光や買い物を楽しめる環境を整え、経済の好循環を生み出したい考え。利用者の消費傾向などのデータも精査し、サービスの向上につなげる。

町内独自のポイント制

旅館や飲食店 観光振興、データ把握

みなかみ町、11月から

制度は役場窓口や加盟店などで会員登録した観光客、地元住民が対象。発行されたポイントカードや、管理用アプリをダウ

ンロードしたスマートフォンやタブレット端末を通して、ポイントを活用したり使ったりする。1ポイント1円として換算す



町内の加盟店での買い物の際は100円につき1ポイント、ふるさと納税の返礼では寄付額の30%を付与する。事前に現金を支払うリベイド機能でチャージする場合も、金額に一定割合

の追加ポイントを付与する方向で調整。町内のイベント参加者のポイント提供も検討している。年間6千万〜7千万円相当のポイントの利用を見込んでいる。町や加盟店は利用者の性別、年齢、消費傾

向、来店頻度などのデータを今後のマーケティングに活用する。

町観光商工課は今後、ポイントカードを持った住民が加盟店で優待を受けられる仕組みや、特定サイトでネットショッピングでポイントがたまるとサービスも

検討する。ポイント制度の運用に必要な加盟店の決済端末などの設備は、国の補助金を活用し、町が導入費用を助成する。町内の観光需要が一段落する9月ごろから、町内事業者に向けた説明会などを挙げる。10月上旬から利用者の事前登録を開始し、11月から運用する。

観光商工課は「これまでポイントカードを持っていた住民が加盟店で優待を受けられる仕組みや、特定サイトでポイントがたまるとサービスも

検討する。ポイント制度の運用に必要な加盟店の決済端末などの設備は、国の補助金を活用し、町が導入費用を助成する。町内の観光需要が一段落する9月ごろから、町内事業者に向けた説明会などを挙げる。10月上旬から利

用者の事前登録を開始し、11月から運用する。鬼頭善二町長は「これまで観光や消費のデータをしっかりと把握できていなかった。どんな人が町を訪れているのかを知り、観光PRや商品開発につなげたい」と成果に期待している。